



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.78

発行：東濃西部広域行政事務組合

チケット購入に関するトラブル

2019年9月20日から日本で開催予定の「ラグビーワールドカップ2019日本大会」のチケットの第2次一般販売(先着)が、公式チケット販売サイトで1月に開始され、公式サイトだと思って購入したら、実は海外の転売サイトで購入していた。公式サイトには、転売サイトで購入したチケットは利用できないと書いてあるという相談が寄せられています。海外のチケット転売仲介サイトの中には、利用規約において、返金を保証すると規定していることもありますが、一定の条件に該当しない場合は保証されません。また、トラブルになった際に問い合わせをしてもコミュニケーションを取るのが難しく、キャンセルの条件や返金の保証等について交渉が難しい場合があります。チケットを購入する際には、公式チケット販売サイトであることを確認してから購入しましょう。



こんな相談ありました



「玄関の表札を新しくしないか」と事業者が訪問してきた。子供たちが独立し、表札と住人が違っているのでもういいと思い依頼した。手付として5千円をその場で支払い、商品が届いてから残りの2万円を支払うことになった。いつまでたっても表札が届かない。

窓口から契約書類にある電話番号に電話をすると、全く関係ない人の家につながり、住所も存在しなかった。架空の会社による販売となると、返金を求めるのは難しく、警察に届けることとなります。このような架空の会社は、同じような手口で近隣地域を訪問する可能性が高いです。同様な事例にご注意ください。

3月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	11件
訪問販売	24件
訪問購入	0件
通信販売	31件
連鎖販売	1件
電話勧誘	4件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	19件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。

例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業